

情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

供用廃止設備の明細	資産区分	種類		①			
		情報基盤強化設備等の名称	②				
		貸借年月日	③	平・・	平・・	平・・	月
		リース契約期間の月数	④		月	月	月
		事業の用に供した年月日	⑤	平・・	平・・	平・・	月
		事業の用に供しなくなった年月日	⑥	平・・	平・・	平・・	月
		事業の用に供した月数(⑥-⑤)	⑦		月	月	月
供用廃止設備のリース税額控除限度額	税度額控除相当額	リース費用の総額	⑧		円	円	円
		基準リース料($\text{⑧} \times \frac{42}{100}$)	⑨				
		税額控除限度額相当額($\text{⑨} \times \frac{10}{100}$)	⑩				
供用廃止設備のリース税額控除実施額	供用廃止年実の施設リース額の税算額	供用年リース特別控除額(供用年の特別控除に関する明細書(本表)の⑬)	⑪				
		⑪のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合	⑫				
		(A)又は(A+B)	⑬		⑯のⒶ	⑯のⒶ+Ⓑ	
		(⑫+⑬)	⑭				
	供用廃止設備のリース特別控除額相当額(⑪-⑭(赤字のときは0))		⑮				
	供用年のリース税額控除実施額(⑪と⑮の少ない方の金額)		⑯	Ⓐ	Ⓑ		
供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算	供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	供用年の翌年の控除実施額の合計額(供用年の翌年の特別控除に関する明細書(本表)の⑳)	⑰				
		供用年の取得に係る縦越税額控除限度超過額(供用年の特別控除に関する明細書(本表)の㉑)	⑱				
		供用年の翌年の特別控除に関する明細書(付表)の⑯-㉑	⑲				
		供用年のリース控除の対象設備のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合	⑳		㉓のⒸ	㉓のⒸ+Ⓓ	
		(C)又は(C+D)	㉑				
		(⑳+㉑)	㉒				
	供用廃止設備の縦越税額控除限度超過額控除実施相当額(⑰-⑱-⑲-㉒(赤字のときは0))		㉓				
	(⑯-㉓)		㉔				
	供用年の翌年のリース税額控除実施額(㉓と㉔の少ない方の金額)		㉕	Ⓒ	Ⓓ		
リース特別控除取戻税額の計算	供用年取戻額	$\frac{(④-⑦)}{④} \times ⑯$	㉖				
		供用年分のリース特別控除取戻税額の合計	㉗			㉗の計	
	供の分戻用翌年の税年取額	$\frac{(④-⑦)}{④} \times ㉕$	㉘				
	供用年の翌年分のリース特別控除取戻税額の合計		㉙			㉙の計	
供用廃止設備の供用年に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細							
情報基盤強化設備等の名称		㉚				計	
事業の用に供した年月日		㉛	平・・	平・・	平・・		
事業の用に供しなくなった年月日		㉜	平・・	平・・	平・・		
リース費用の総額		㉝	円	円	円	円	
供用年のリース税額控除実施額		㉞					
供用年の翌年のリース税額控除実施額		㉟					

情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成19年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の6第11項の規定による情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。

この明細書は、供用廃止設備の供用年の異なるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、情報基盤強化設備等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「②」欄には、租税特別措置法施行規則（以下「措規」といいます。）第5条の11に掲げる情報基盤強化設備等の名称を記載します。
- (2) 「④」欄及び「⑦」欄は、曆に従って計算し、1月末満の端数は切り上げて記載します。
- (3) 「⑧」欄には、情報基盤強化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。
- (4) 「⑯」欄から「㉚」欄には、供用年の翌年に事業の用に供しなくなった情報基盤強化設備等については記載せず、供用年の翌々年以降に事業の用に供しなくなった情報基盤強化設備等についてのみ記載します。
(注) 供用年の翌年に事業の用に供しなくなった情報基盤強化設備等に係るリース特別控除実施額のうち取戻しの対象となるのは、供用年のリース税額控除実施額のみであることに留意してください。
- (5) 「供用廃止設備の供用年に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の情報基盤強化設備等で、既に事業の用に供しなくなつたためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。
- (6) 「㉙」欄と「㉚」欄には、既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた他の供用廃止設備についてリース特別控除取戻税額の計算をする際に使用したこの明細書の「⑯」欄と「㉚」欄の金額をそれぞれ記載します。
(注) 供用年の翌年に事業の用に供しなくなった情報基盤強化設備等については、「㉙」欄のみに記載し、「㉚」欄には記載しないことに留意してください。

2 提出先

納稅地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の6